

向日市国民保護協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、向日市国民保護協議会条例（平成18年向日市条例第10号。以下「条例という。」）第7条の規定に基づき、向日市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長の職務代理）

第2条 条例第3条の規定により会長の職務を代理する委員は、向日市助役の職にある委員とする。

（会長の専決処分）

第3条 協議会を招集する暇がないと認められるときは、会長は、議決すべき事項を専決処分することができる。

2 前項の規定による専決処分については、会長は、次の協議会において報告しなければならない。

（部会）

第4条 条例第6条の部会は、専門事項の調査及び審議を担当させ、その運営については、会長が別に定める。

（幹事会）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、向日市市民生活部長の職にある幹事をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

4 幹事会は、幹事長が議案の内容に応じ、必要と認める幹事のみ招集することができる。

（雑則）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って委員以外の者を会議に出席させることができる。

2 前項の規定により出席した委員以外の者は、議決権を有しないものとする。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、市民生活部環境政策課において行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月31日から施行する。